

北 側 地の南側線、区画道路 6-39 号線の北側線
区画道路 9-1 号線の北側線、区画道路 6-36 号線の北側線

下江津五丁目の境界線

東 側 画図町大字下江津字前嶋 184 の 2、184 の 3、184 の 7、185 の 1、186 に隣接する水路である国有地の東側線、画図町大字下江津字屋敷園 782 の 4 に隣接する水路である国有地の東側線

西 側 画図町大字下江津字土穴 101、102 の 1、102 の 6 から 102 の 8 まで、102 の 21、102 の 28、104、110 の 1、110 の 4、110 の 10、111 の 2 に隣接する水路である国有地の東側線、市道下江津第 4 号線の東側線、画図町大字下江津字萩原 206、206 の 2、207 の 1 から 207 の 3 まで、212 から 214 までに隣接する水路である国有地の東側線、区画道路 6-28 号線の東側線

南 側 区画道路 9-1 号線の北側線、区画道路 6-36 号線の北側線

北 側 加勢川を中心線

下江津六丁目の境界線

西 側 画図町大字下江津字居屋敷 903 の 4、903 の 7、903 の 8、904 の 4、905 の 4、906 の 2 に隣接する水路である国有地の東側線、画図町大字下江津字居屋敷 782 の 4 に隣接する水路である国有地の東側線、画図町大字下江津字居屋敷 782 の 5、782 の 9、786 の 6、790 の 2 から 790 の 5 まで、791 の 2、795 の 2、797 の 2 に隣接する道路である国有地の西側線

南 側 画図町大字下江津字居屋敷 797 の 2 に隣接する道路である国有地と画図町大字上無田字園田 570 の 4 との筆界線、画図町大字上無田字園田 628 の 2 と画図町大字下江津字居屋敷 786 の 6、786 の 26 から 786 の 29 まで、797 の 2 から 797 の 4 までとの筆界線、画図町大字下江津字居屋敷 786 の 26、793 の 4、793 の 5、803、804、830 の 1、830 の 2、831 から 833 までに隣接する水路である国有地の北側線、画図町大字下江津字居屋敷 834 の 2、834 の 3、835 に隣接する水路である国有地の北側線

北 側 加勢川を中心線

下江津七丁目の境界線

東 側 画図町大字下江津字屋敷園 786 の 6、795 の 2、797 の 2 に隣接する道路である国有地の西側線、画図町大字上無田字園田 570 の 4 に隣接する水路である国有地の東側線

西 側 水前寺江津線の東側線

南 側 画図町大字上無田との町界線

北 側 区画道路 6-15 号線の北側線、区画道路 6-24 号線に隣接する水路である国有地の南側線、区画道路 6-39 号線の北側線

下江津八丁目の境界線

東 側 水前寺江津線の東側線

西 側 市道江津 1 丁目上無田第 1 号線の東側線

南 側 画図町大字上無田字三反田 62 に隣接する水路である国有地の北側線、画図町大字上無田字三反田 62 に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、画図町大字下江津との町界線

北 側 区画道路 6-18 号線の北側線、区画道路 9-4 号線の南側線、区画道路 6-15 号線の北側線

画図東一丁目の境界線

東 側 加勢川を中心線

西 側 画図町大字上無田字園田 570 の 4 に隣接する水路である国有地の東側線、画図町大字上無田字園田 570 の 4 と画図町大字上無田字一丁田 141 との筆界線

南 側 県道神水川尻線の北側線、画図町大字上無田字烏ヶ江 524 と同所 525 との筆界線、画図町大字上無田字烏ヶ江 525 に隣接する水路である国有地の南側線、画図町大字上無田字烏ヶ江 525 と同所 526 との筆界線、画図町大字上無田字園田 570 の 3 と同所 570 の 1、570 の 2、570 の 4 との筆界線

北 側 画図町大字上無田字園田 570 の 4 と画図町大字下江津字居屋敷 797 の 2 に隣接する道路である国有地との筆界線、画図町大字上無田字園田 628 の 2 と画図町大字下江津字居屋敷 786 の 6、786 の 26 から 786 の 29 まで、797 の 2 から 797 の 4 までとの筆界線、画図町大字上無田字園田 631、632、633 の 1、633 の 2、634、637、640 の 2、668 から 670 まで、671 の 1、671 の 2、673、674 の 1、675 から 678 までに隣接する水路である国有地の北側線

画図東二丁目の境界線

東 側 加勢川を中心線

西 側 画図町大字上無田字一丁田 168 と画図町大字上無田字烏ヶ江 498 の 1 との筆界線、画図町大字上無田字烏ヶ江 458 と画図町大字上無田字東五反田 296 の 6、296 の 7 との筆界線、画図町大字下無田との町界線

南 側 市道下無田上無田第3号線の北側線、画図町大字上無田字烏ヶ江510の3と同所511との筆界線、画図町大字下無田との町界線
北 側 画図町大字上無田字園田570の3と同所570の1、570の2との筆界線、県道神水川尻線の北側線、画図町大字上無田字烏ヶ江525と同所526との筆界線、画図町大字上無田字烏ヶ江525に隣接する水路である国有地の南側線、画図町大字上無田字烏ヶ江524と同所525との筆界線

公 告**熊本県公告第87号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、球磨地域農業協同組合組合長理事守屋芳明から黒坂地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成17年1月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登 載 依 頼**熊研公告第23号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年1月31日

熊本県警察本部長 大 山 憲 司

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
ドラフトチャンパー保守点検業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成17年3月30日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、ドラフトチャンパー保守点検業務に要する費用とする。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示420号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、「05）電気・空調等保守の②空調設備」の入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 熊本県内に本社又は支店（営業所及び出張所を含む。）を有している者
- (3) 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者、又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示